

王寺町既存木造住宅耐震改修補助金交付に関する注意事項

王寺町既存木造住宅耐震改修補助金は、昭和56年5月31日以前に着工された自己の居住用に供する既存木造住宅（一戸建ての専用住宅、一戸建ての店舗等の用途を兼ねる住宅で店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）の耐震改修工事を行う所有者に対し、既存木造住宅耐震改修補助金を交付することを目的とするものです。

当該補助金による交付申請を行われるにあたっては、下記事項にご留意ください。

【耐震改修補助金の交付申請を行うにあたって】

- (1) 補助金の交付対象となる耐震改修工事とは、耐震診断（図書「木造住宅の耐震診断と補強方法 発行：(財)日本建築防災協会」にある「一般診断法」による診断）により構造評点が1.0未満で倒壊の危険があると判断された既存木造住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する工事で、耐震改修後の構造評点が1.0以上となるものに限ります。
- (2) 補助金の交付を受けるには、耐震改修工事前及び工事後の構造評点の改善を数値で表す必要があることから、事前に耐震診断を受診しておく必要があります。
- (3) 町税を滞納している者は、補助金の交付対象者になれません。

- (4) 補助金交付申請は、業者と耐震改修工事に係る**工事請負契約を締結する前に提出**してください。交付申請前に契約を締結された場合は、**補助の対象となりません**。

【耐震改修工事を行うにあたって】

- (1) 耐震改修の**工事着手**は、町からの**交付決定通知書の受領後**に行ってください。尚、町からの補助金交付決定については、町から県へ耐震改修に係る補助申請を行う関係上、**交付申請から約1ヶ月後の通知**となりますので、工事期間及び工事着手については**その期間を十分考慮**してください。
- (2) 工事内容の変更に伴い、**補助金額に変更が生じる場合は**、遅滞無く変更申請書を提出してください。
- (3) 工事期間中に**工事完了時に隠ぺいとなる部分**の補強等がわかる**工事写真を添付**して、**中間工程報告書及び確認書を必ず提出**してください。また、書類の提出時期については、別途協議を行います。
- 尚、中間工程報告書及び確認書を**提出されない場合は、補助金の交付決定を取り消します**のでご注意ください。
- (4) 耐震改修工事の完了報告は、工事完了後速やかに完了検査をし、**工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日）の3月10日のいずれか早い日までに**、完了報告書を提出してください。

- (5) 中間工程報告・確認書及び完了報告書提出時に、**現場で検査を行う場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- (6) 万が一ではありますが、工事内容と提出された書類内容との整合性を確認するため、**耐震改修工事契約書、領収書等の原本の提出を求めることがあります**ので、あらかじめご了承ください。